



島根県報

平成17年 7月 1日 (金)
第 1,688 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の 一部改正	(消 防 防 災 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	2
保安林予定森林 (2 件)	(")	2
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
道路の供用開始	(")	4
公有水面埋立ての竣功認可	(河 川 課)	5
都市計画事業の認可	(都 市 計 画 課)	5
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会 計 課)	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	7
特定計量器の定期検査の実施	(商 工 政 策 課)	7
宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定	(建 築 住 宅 課)	8

告 示

島根県告示第761号

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成16年島根県告示第865号) の一部を次のように改正する。

平成17年 7月 1日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条 第 1 項 第 1 号 中 「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 7月 1日から施行する。

島根県告示第762号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 Up well	痴呆対応型共 同生活介護	グループホームたくひの里	出雲市大津町3645番地	平成17年 6月20日

島根県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 隠岐の島町社会 福祉協議会	隠岐の島町武良居宅介護支援事 業所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地 4	平成17年 7月1日

島根県告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡瑞穂町土地改良区の定款変更を平成17年6月21日付けで認可した。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市芦渡町字廻田2437 - 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第766号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成17年 7 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡六日市町大字朝倉2034、2037、2046、2047、2050
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び六日市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第767号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 7 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡六日市町大字蓼野1193 - 2、1519 - 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び六日市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第768号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成17年 7 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 温泉津町加入区（温泉津町漁業協同組合）

- 2 浜田市加入区（はまだ漁業協同組合）
- 3 益田市加入区（益田市漁業協同組合）

島根県告示第769号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	浜田美都線	浜田市内田町1463番1地先から同町325番4地先まで	前	メートル 15.00～ 37.00	メートル 77.00	浜田土木建築事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	17.00～ 80.00	77.00	

島根県告示第770号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町下横田128番6地先から同104番2地先まで	メートル 150.00	平成17年 7月1日	木次土木建築事務所仁多土木事業所	
県 道	横田多里線	仁多郡奥出雲町横田1025番1地先から同1110番30地先まで	179.00	"		
"	出雲平田線	出雲市武志町664番地先から同町957番地先まで	32.00	"	出雲土木建築事務所	
"	平田大社自転車道線	出雲市大津町273番11地先から同町442番1地先まで	295.00	"		
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字寺ノ奥八161番1地先から同大字字榎屋八164番地先まで	150.00	平成17年 7月20日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字田野原312番1地先から同大字821番5地先まで	344.00	平成17年 7月1日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第771号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成17年6月22日

2 竣功認可を受けた者

島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

松江市美保関町美保関1480番3に接する県道の地先から同所1480番5に接する国有海浜地の地先までの公有水面

(2) 区域

次の 〇の地点から 〇の地点までを順次に直線で結んだ線、 〇の地点と 〇の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線（平成6年3月11日付け島根県告示第251号により認証された美保関町地籍調査の成果による。）及び 〇の地点と 〇の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

〇の地点 島根県松江市美保関町美保関港東防波堤灯台（北緯35度33分22秒、東経133度18分44秒）から250度32分14秒、304.45メートルの地点

〇の地点 〇の地点から275度34分07秒、12.07メートルの地点

〇の地点 〇の地点から247度29分49秒、16.37メートルの地点

〇の地点 〇の地点から251度57分52秒、9.29メートルの地点

〇の地点 〇の地点から255度16分21秒、4.20メートルの地点

〇の地点 〇の地点から261度28分55秒、17.54メートルの地点

〇の地点 〇の地点から265度01分05秒、14.30メートルの地点

〇の地点 〇の地点から265度57分00秒、1.69メートルの地点

〇の地点 〇の地点から175度57分00秒、1.16メートルの地点

〇の地点 〇の地点から265度57分00秒、14.60メートルの地点

〇の地点 〇の地点から175度57分00秒、1.29メートルの地点

〇の地点 〇の地点から265度57分00秒、10.83メートルの地点

〇の地点 〇の地点から285度44分31秒、1.29メートルの地点

〇の地点 〇の地点から73度44分07秒、98.14メートルの地点

(3) 面積

1,066.09平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成14年12月17日 指令13河第12号

5 閲覧場所

松江市役所

島根県告示第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項

の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄田信義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業 3・4・16号北本町南本町線、3・4・27号国道9号有楽町線及び3・4・28号下沢高西線

3 事業施行期間

平成17年7月1日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市今市町南本町、塩冶町、塩冶町字角田及び上塩冶町地内

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第773号

島根県指定金融機関等の名称等(平成16年島根県告示第67号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄田信義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号サを削り、コをサとし、イからケまでをウからコまでとし、アの次に次のように加える。

イ 浜田市(金城町、旭町来尾、旭町都川、旭町市木及び弥栄町の区域に限る。)

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号シ中「柿木村」を「吉賀町(柿木村の区域に限る。)」に改める。

島根県告示第774号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年7月1日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	指定番号	新		旧	
		売りさばき場所	住所及び氏名	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和37年11月15日	871	島根県浜田市高佐町1099-1	島根県浜田市高佐町1099-1 浜田地方獺友会 羽部学	島根県浜田市長浜町72-11	島根県浜田市長浜町72-11 浜田地方獺友会 森井慧

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 7 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 6 月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際交流フラワー21

3 代表者の氏名

石橋佳昌

4 主たる事務所の所在地

出雲市西新町 1 丁目2453番 5 号

5 定款に記載された目的

この法人は、花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第 2 項の規定により公告する。

平成17年 7 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に規定する非自動はかり（同令第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月21日から12月22日まで	特定計量器の所在の場所	雲南市、江津市、出雲市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号及び第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月1日から11月18日まで	特定計量器の所在の場所	雲南市、江津市、出雲市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

検査期日	検査時間	検査場所	市町村
9月5日及び同月6日	10時から15時30分まで	雲南市役所	雲南市
9月7日	10時から14時30分まで		
9月8日	10時から15時30分まで		
9月12日及び同月13日	10時から15時30分まで	江津市役所	江津市
9月26日	13時30分から16時まで		
9月27日及び同月28日	9時30分から16時まで		
9月29日	9時30分から14時まで	出雲市役所	出雲市
10月3日及び同月4日	10時から15時30分まで		
10月5日及び同月6日	10時から14時30分まで		
10月7日	10時から15時30分まで		
10月17日	13時30分から16時まで		
10月18日から同月21日まで	10時から16時まで		
10月24日及び同月25日	10時から16時まで		
10月26日	10時から15時30分まで		
10月27日及び同月28日	10時から16時まで		
10月31日から11月2日まで	10時から16時まで		

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第18条第1項の規定により知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成17年7月1日

島根県知事 澄田信義

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時間	会場名	所在地
平成17年7月8日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28

平成17年 7 月15日 (金)	午前 9 時50分から午後 4 時 10分まで	ホテル宍道湖	松江市嫁島 2 丁目10 - 16
平成18年 1 月13日 (金)	午前 9 時50分から午後 4 時 10分まで	島根県不動産会館	松江市寺町210 - 1

3 受講料

11,000円

